

## 工事請負契約書

第1条 乙は甲に対し、下記建物の建築工事を請け負いこれを完成することを約し、甲はこれに対し報酬を支払うことを約した。

記

工事名称

第2条 注文に係る建物は別紙添付の設計書、仕様書に基づくものとし、設計書、仕様書に記載のない追加工事については、その都度、甲乙協議の上、その内容や請負代金の額を決定する。

第3条 本件工事の工期、引渡時期は以下のとおりとする。

- (1) 着工 平成 年 月 日
- (2) 完成 平成 年 月 日
- (3) 引渡 平成 年 月 日

第4条 本件工事の請負代金は金 円とし、その支払方法は以下のとおりとする。

- (1) 本契約締結後 日以内 金 円
- (2) 上棟時・請求後 日以内 金 円
- (3) 引渡時・請求後 日以内 金 円

第5条 建物を甲に引き渡すまでに生ずる一切の危険は乙の負担とする。但し、甲の責に帰すべき事由によるもの、または甲が引取りを遅延している間に生じたものについてはその限りではない。

第6条 甲乙いずれか一方の本契約違反、またはその責に帰すべき事由により契約の履行または目的達成が不能となったときは、相手方は直ちに本契約を解除し、損害の賠償を請求することができる。

第7条 建物に瑕疵のあることが判明したときは、建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の進入を防止する部分を除き、甲は引渡し後 年以内に限り、乙に対し相当期間を定めて瑕疵の補修またはこれに代わる損害の賠償を請求することができる。

第8条 本契約について紛争の生じたときは建設工事紛争審査会にあっせんまたは調停の申請をするものとする。